

令和6年度第1回クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議

議 事 次 第

日時：令和6年4月11日（木）14:00～15:00

場所：環境省第共用第8会議室（合同庁舎5号館19階）

1. 開会

2. 議 事

- （1）設置要綱の改正について
- （2）令和5年度クマ類の出没状況等について
- （3）関係省庁からの報告・連絡事項について
- （4）クマ被害対策施策パッケージ（案）について
- （5）その他

3. 閉会

【配布資料一覧】

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 資料1 | クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議設置要綱（案） |
| 資料2 | 令和5年度クマ類の出没状況等について |
| 資料3－1 | クマ類による被害防止に向けた対策方針（環境省） |
| 資料3－2 | 鳥獣保護管理法施行規則の一部を改正する省令案（環境省） |
| 資料3－3 | クマ類の出没に対応する体制構築事業等（環境省） |
| 資料3－4 | 農林水産省資料 |
| 資料3－5 | 林野庁資料 |
| 資料4 | クマ被害対策施策パッケージ（案） |

【出席者一覧】

警察庁生活安全局保安課	課長	松下 和彦
	課長補佐	中渕恵太郎
農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課	課長	藤河 正英
	課長補佐（鳥獣被害対策技術普及班）	谷川 智雄
	鳥獣被害対策技術普及第1係長	水野 康太
林野庁森林整備部研究指導課	森林保護対策室 室長	門脇 裕樹
	課長補佐（保護企画班）	山下 広
林野庁国有林野部経営企画課	国有林野生態系保全室 室長	森山 昌人
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	課長	豊口 佳之
	係長	木村 ほのか
環境省自然環境局野生生物課	課長	中澤 圭一
	鳥獣保護管理室 室長	宇賀神知則
	室長補佐	村上 靖典
	室長補佐	向井 秀
	室長補佐	大川 瑛子

クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議 設置要綱（案）

（目的）

第1条 クマ類の地域個体群存続と人間との軋轢軽減の両立を目指し、クマ類の保護・管理に関する関係省庁による情報共有、意見交換等を行うため、「クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

（所掌事項）

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- （1）情報共有及び共有体制に関する検討。
- （2）自治体との連携に関する検討。
- （3）第1条の目的を達成するために必要と認められるその他の事項。

（構成）

第3条 連絡会議は、別表に記載する関係省庁をもって構成する。

（会議）

第4条 連絡会議は、環境省自然環境局野生生物課長が必要に応じて招集する。また、構成省庁からの要請を踏まえ、環境省自然環境局野生生物課長が必要と認めたときは、会議を招集する。

（事務局）

第5条 連絡会議の事務局は、環境省自然環境局野生生物課に置き、同会議の事務を処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の開催方法等に関し必要な事項は構成員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

この要綱は、令和6年4月11日から施行する。

(別表)

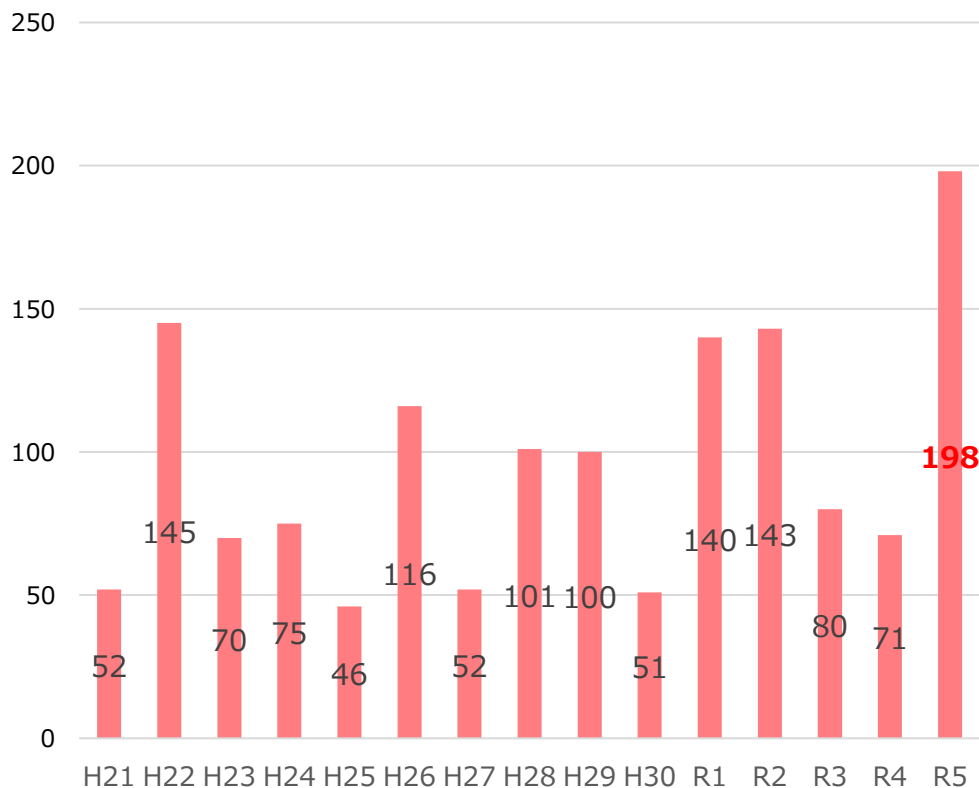
構成省庁	警察庁生活安全局保安課長
	農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長 農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室長
	林野庁森林整備部研究指導課長 林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室長
	<u>国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長</u>
	環境省自然環境局野生生物課長 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長

令和 5 年度クマ類の出没状況等について

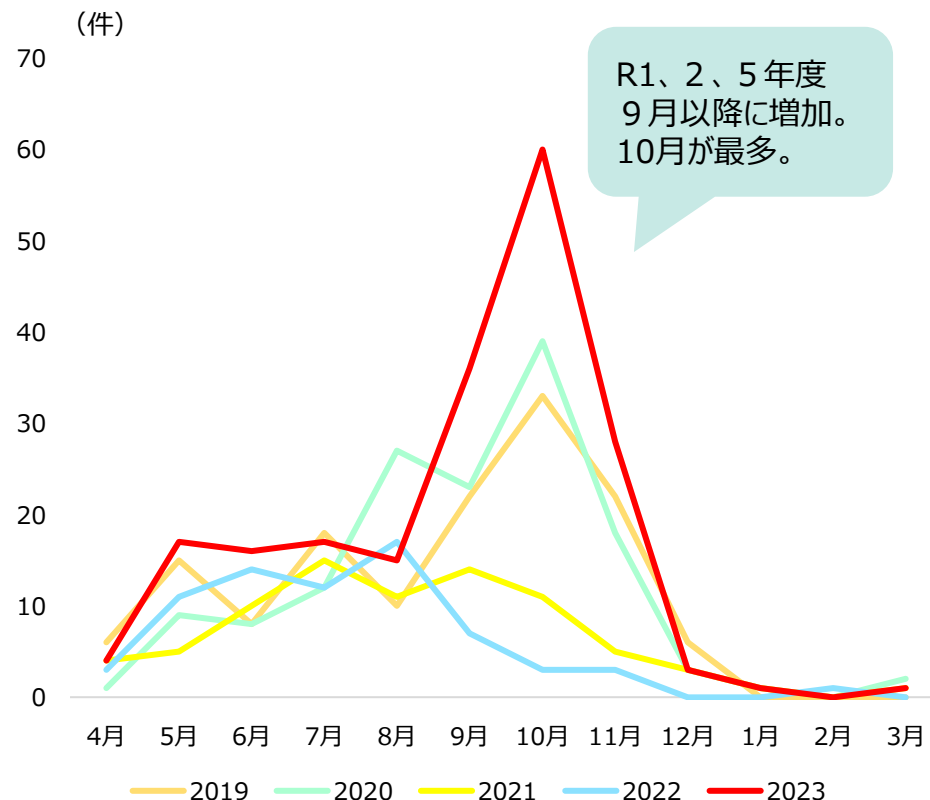
クマ類による人身被害の発生状況（全国）

- 令和 5 年度のクマ類による人身被害の発生件数（人数）は198件（219人、うち死亡6人）となっており、統計のある平成18年度以降で過去最多。
- 令和 5 年度は、9 月以降に顕著に増加し、10月の人身被害の発生件数は過去最多。

クマ類による人身被害件数



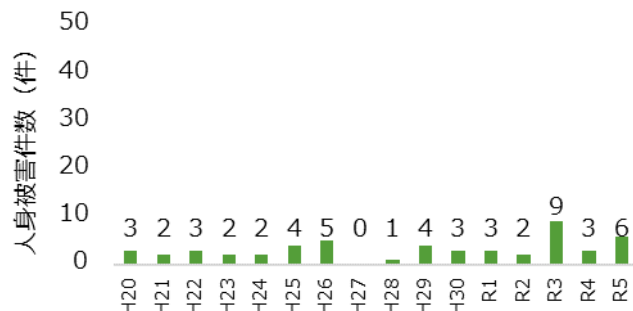
直近5年の人身被害件数（月別）



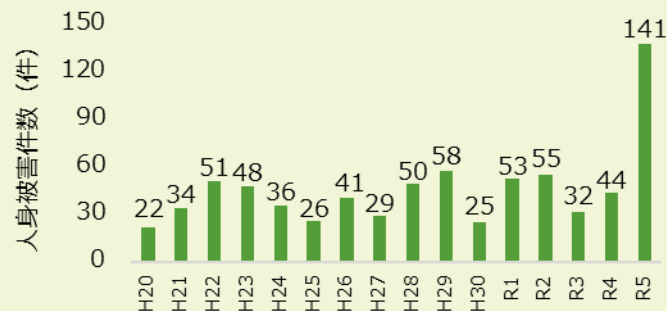
クマ類による人身被害の発生状況（地方別）

○ 令和5年度に人身被害件数が最も多かったのは東北のみ。

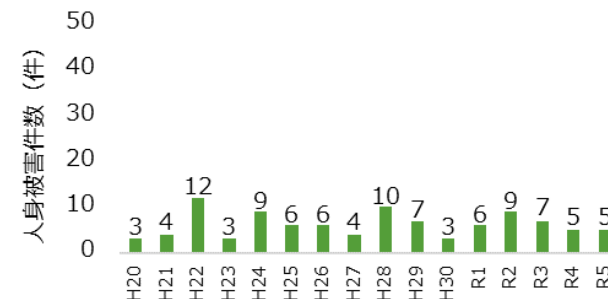
人身被害（北海道）



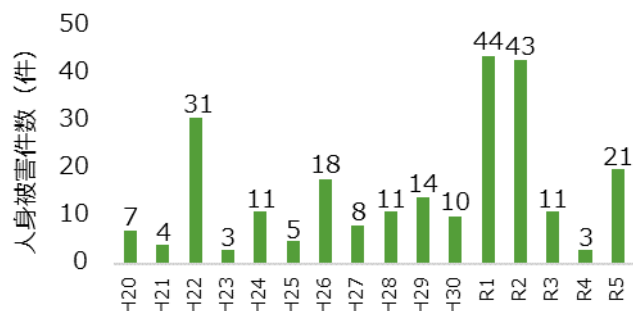
人身被害（東北）



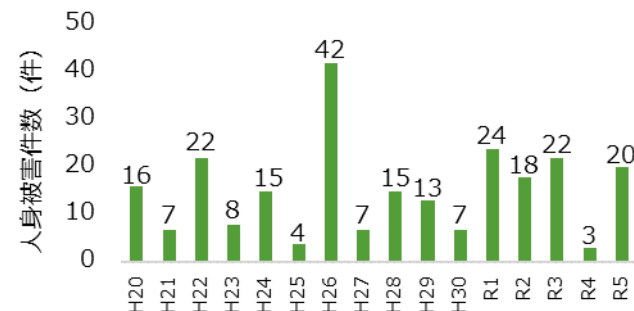
人身被害（関東）



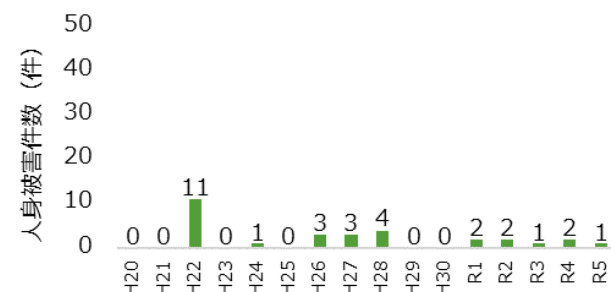
人身被害（北陸）



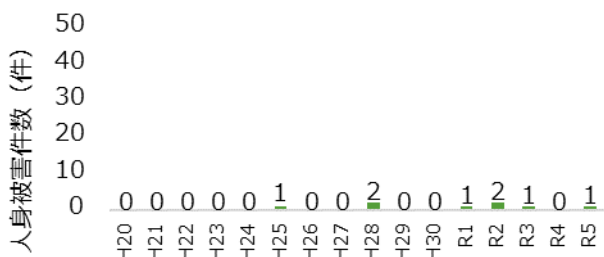
人身被害（中部）



人身被害（近畿）



人身被害（紀伊半島）



人身被害（東中国）



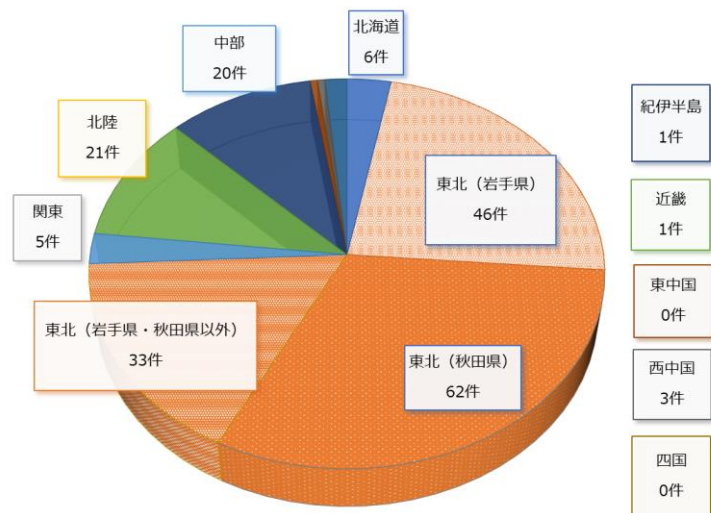
人身被害（西中国）



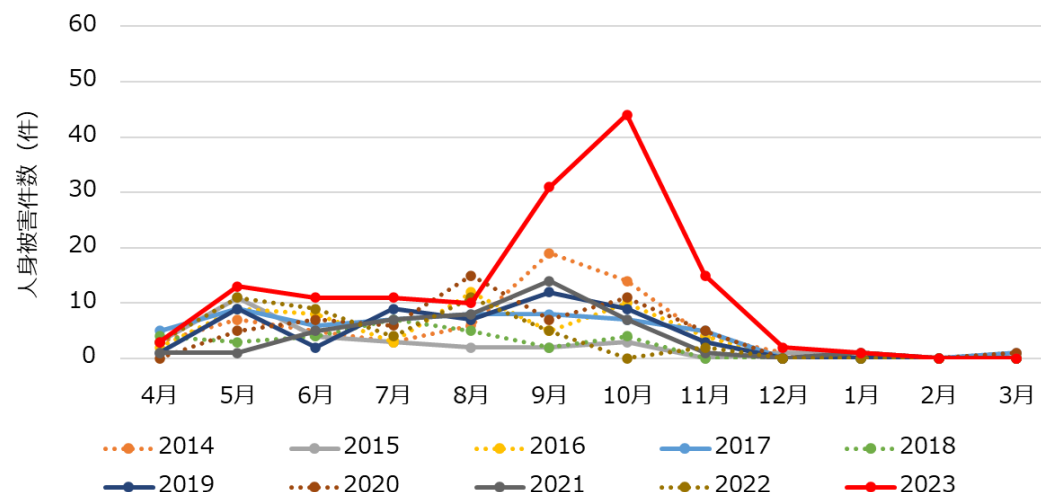
クマ類による人身被害の発生状況（月別）

- **令和5年度は、東北で過去最多の人身被害が発生**し、9月から11月にかけて大きく増加した。
- 特に**秋田県（62件）**、**岩手県（46件）**で被害が発生し、月別では**10月の被害が最多**。

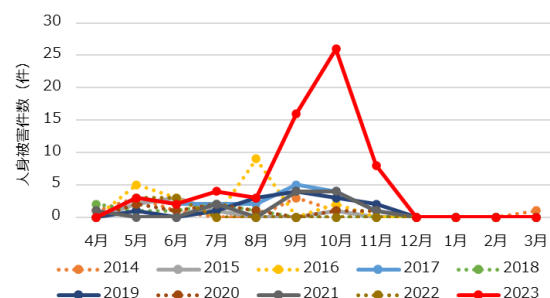
令和5年度のクマ類による人身被害発生件数（地方別）



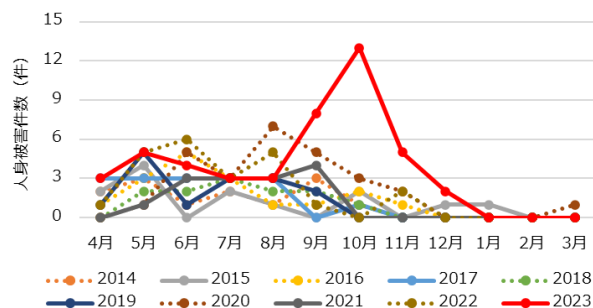
人身被害件数（東北）



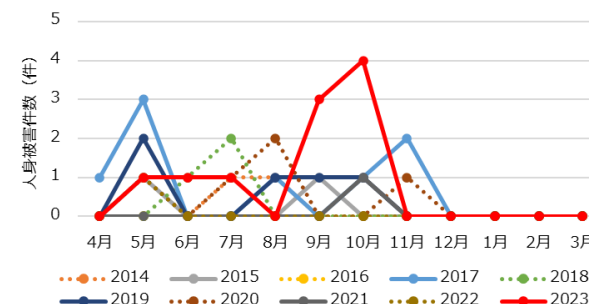
人身被害件数（秋田県）



人身被害件数（岩手県）



人身被害件数（青森県）

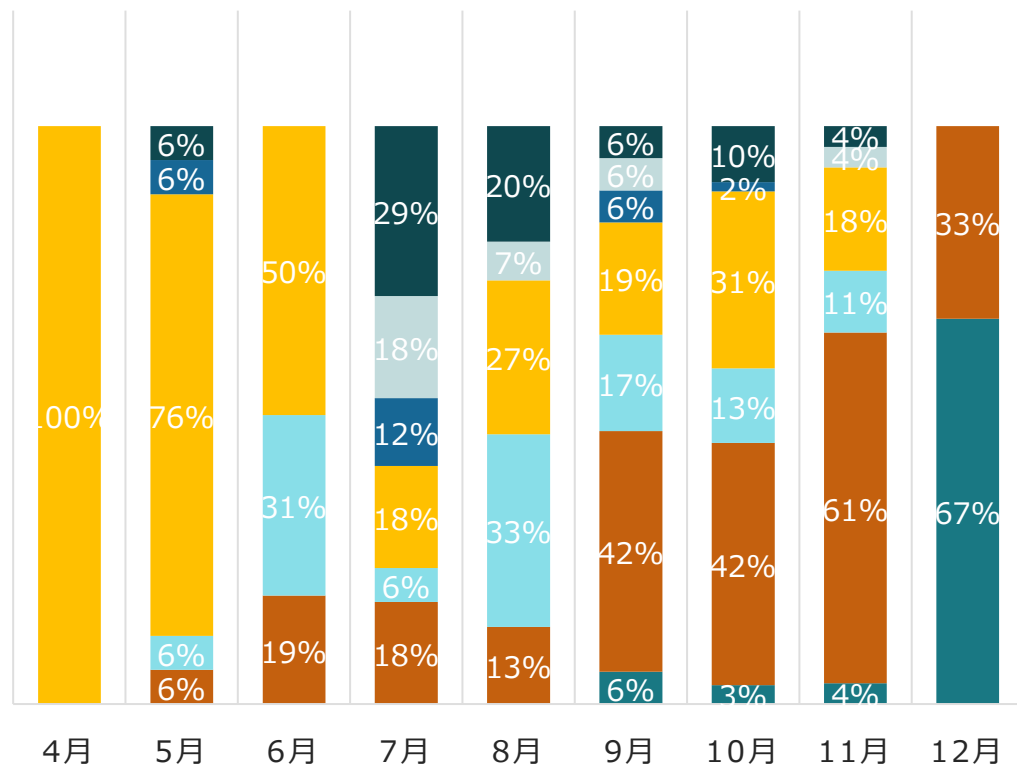


令和5年度ツキノワグマによる人身被害の発生場所

- **全国の9月～12月の人身被害の発生場所**は、約3割～6割が人家周辺。
- 東北3県の人身被害の発生場所は、特に**秋田県で人の生活圏での人身被害が多い**。

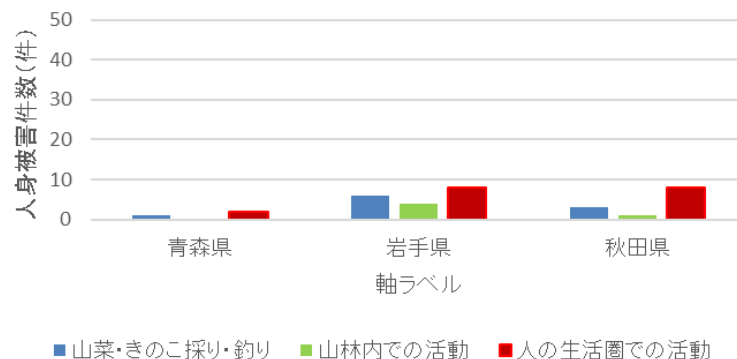
全 国

■市街地 ■人家周辺 ■農地 ■森林 ■河川敷 ■道路 ■その他

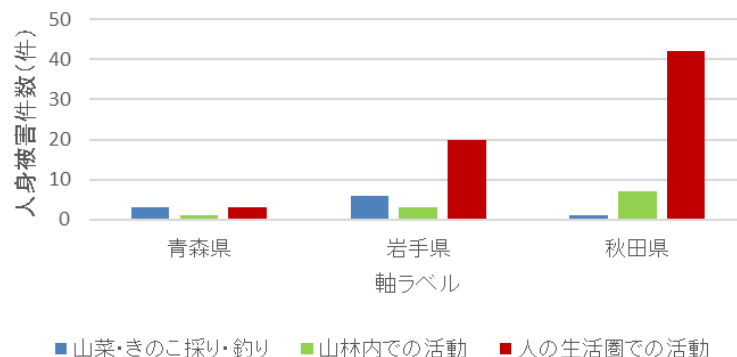


東北3県（青森県、岩手県、秋田県）

8月以前に発生した人身被害の状況（2023年度）



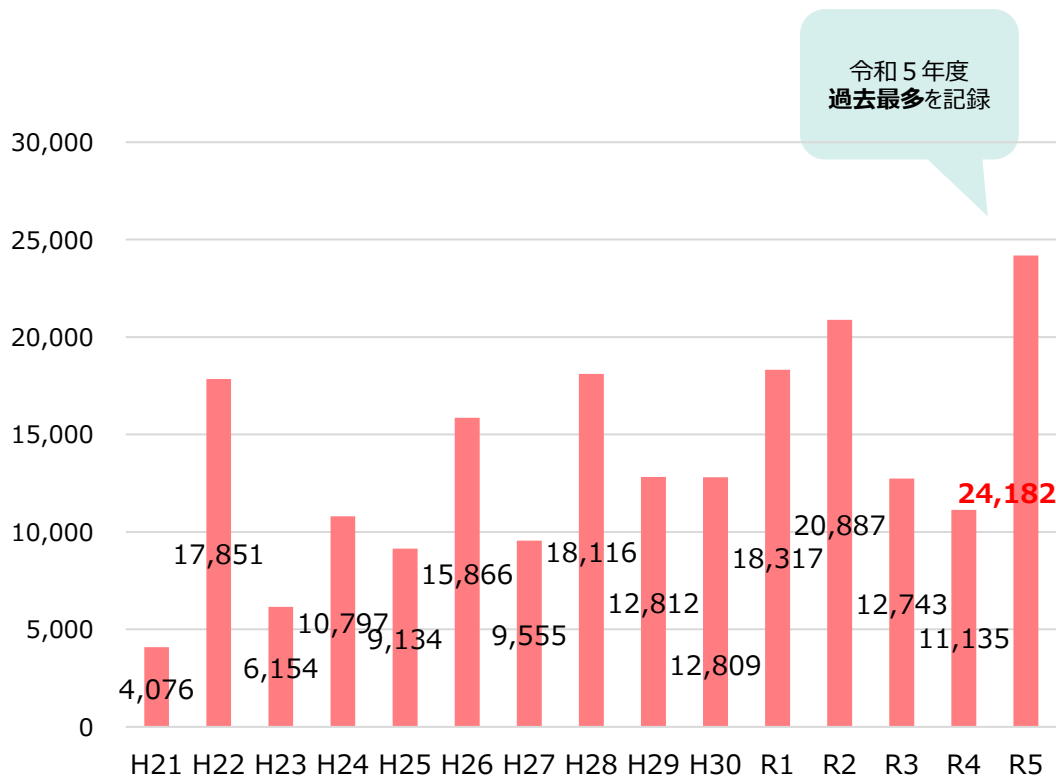
9月～12月に発生した人身被害の状況（2023年度）



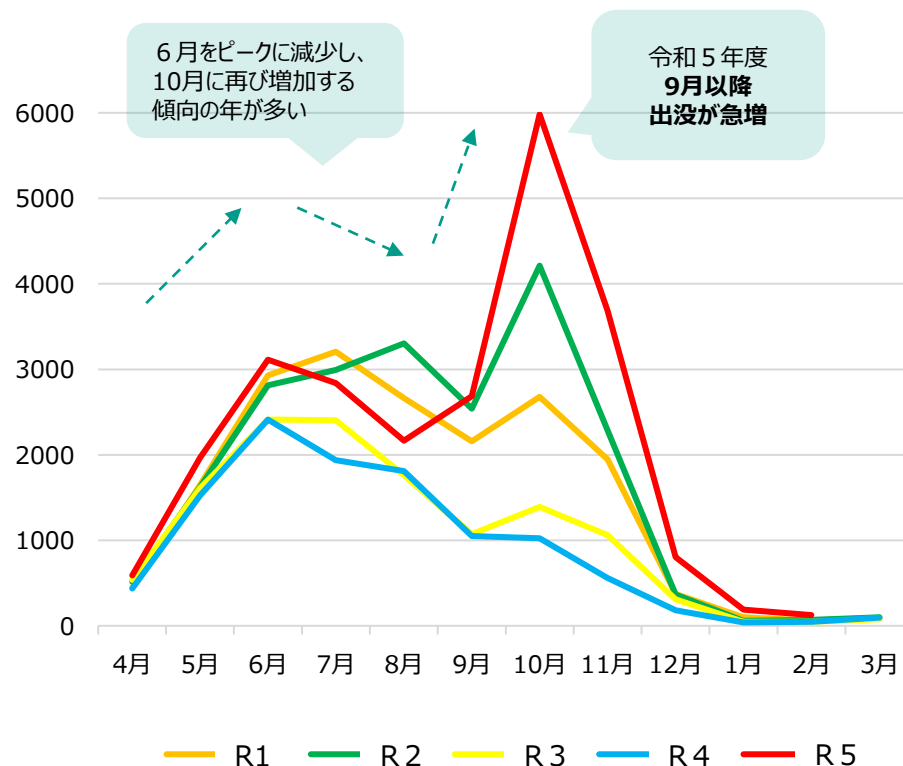
ツキノワグマの出没状況（本州以南）

- 令和5年度のツキノワグマの出没件数は、平成21年度以降で過去最多。
- 令和5年度は、9月以降にツキノワグマの出没件数が増加し、10月の出没件数は過去最多を記録。

ツキノワグマの出没件数（年度別）



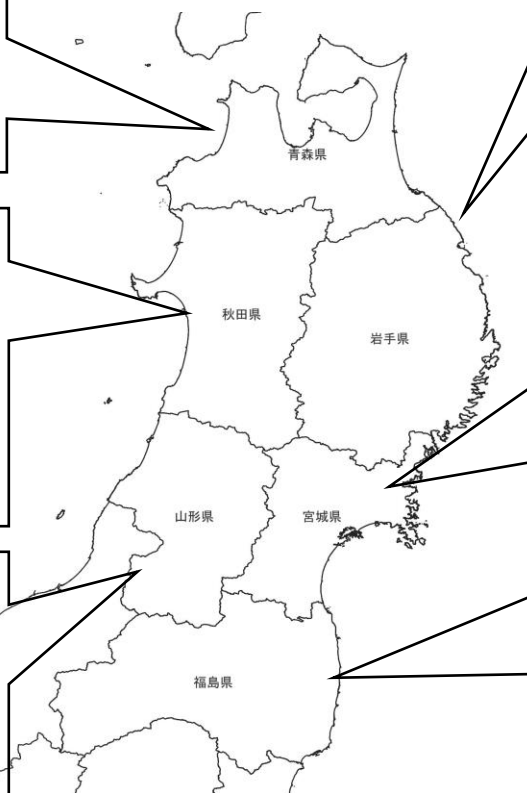
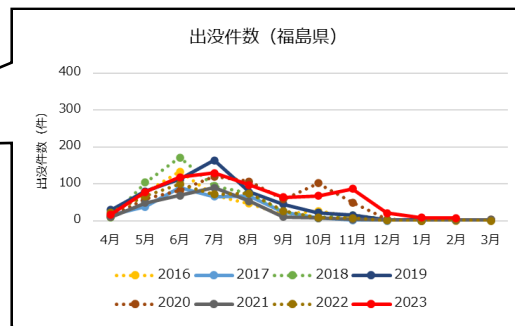
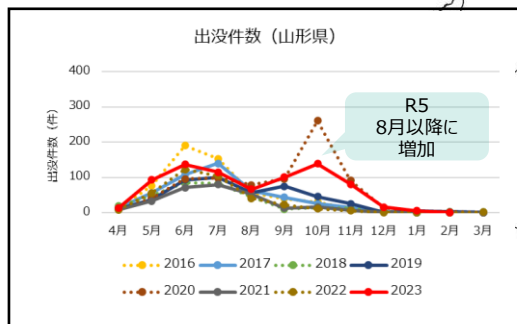
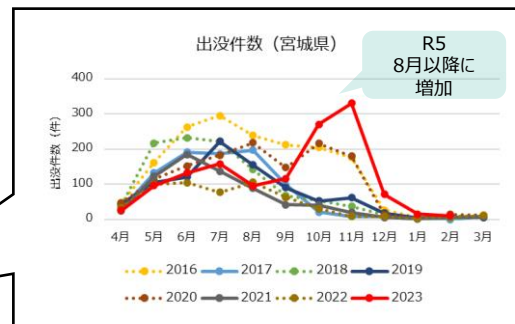
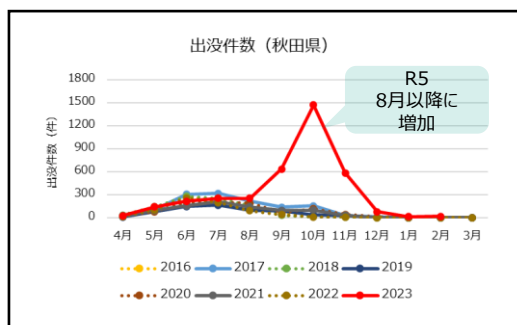
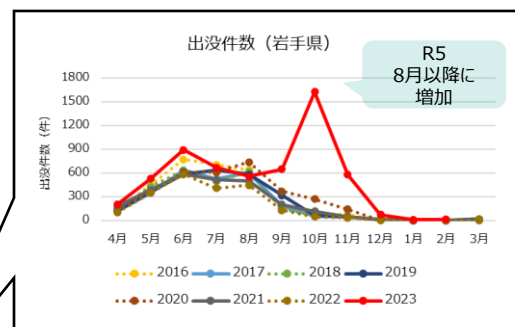
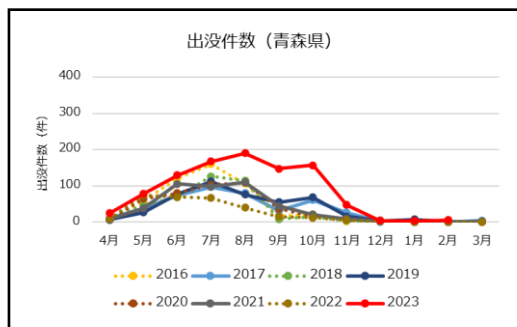
直近5年の出没件数（月別）



※令和5年度の出没件数は、令和6年2月末までの速報値。

ツキノワグマの出没状況（東北地方）

- 令和5年度は、岩手、秋田、宮城、山形県で8月以降の出没件数が増加した。
- 東北での出没件数の増加は、ブナ科堅果類の凶作の影響による可能性。



令和5年の東北地方 ブナの開花・結実の状況

都道府県	開花	結実
青森県	大凶作	大凶作
岩手県	大凶作	大凶作
宮城県	大凶作	大凶作
秋田県	大凶作	大凶作
山形県	大凶作	大凶作

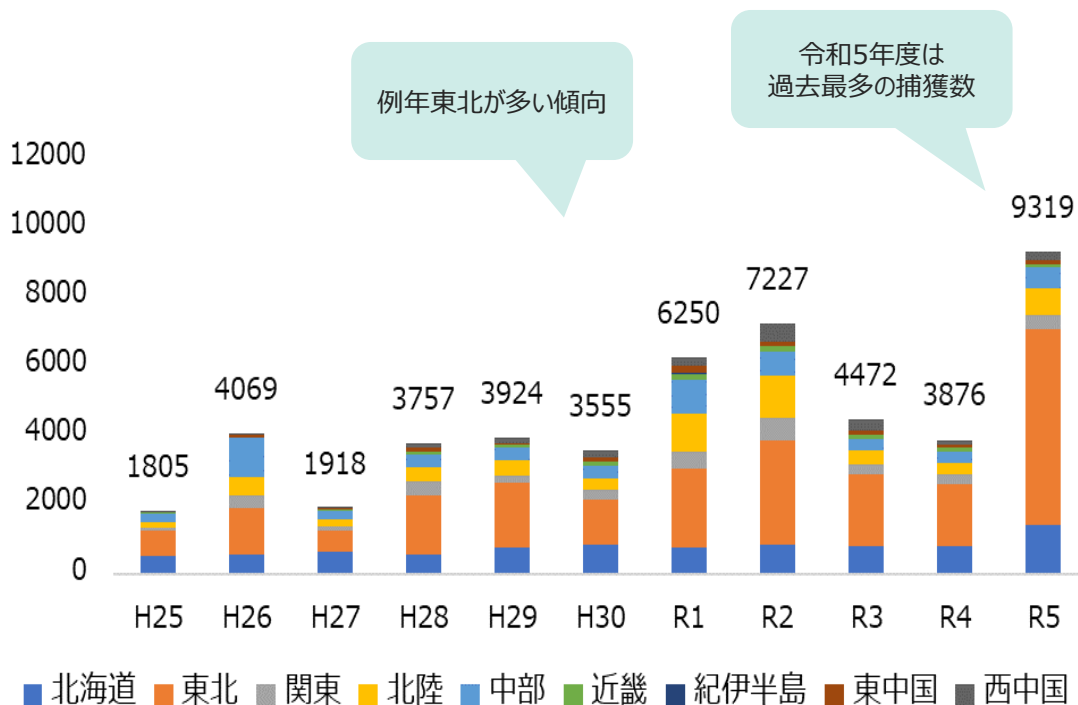
令和5年の福島県（全体） ブナ類の開花・結実の状況

種類	開花	結実
ブナ	大凶作	凶作
ミズナラ	並作	並作
コナラ	並作	並作

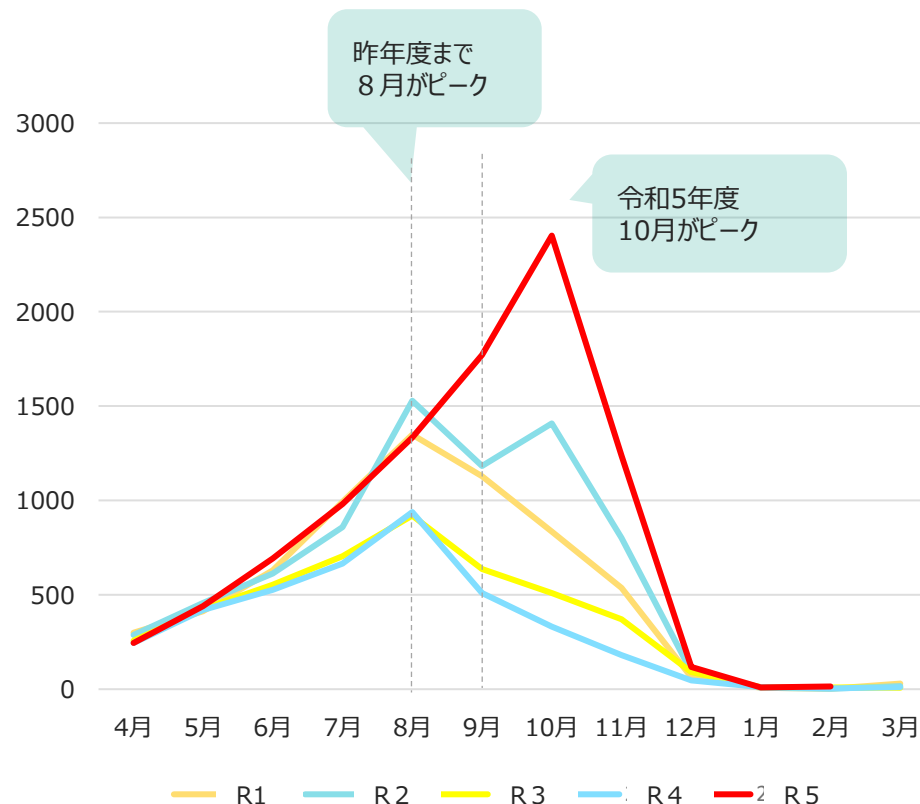
クマ類の捕獲数

- 令和5年度の許可捕獲数は、ヒグマ、ツキノワグマともに過去最多を記録。
- 令和5年度の許可捕獲数は10月がピーク（令和元年度～4年度は8月がピーク）

クマ類の許可捕獲数



直近5年の許可捕獲数（月別）



※ 1：令和5年度の許可捕獲数は、令和6年2月末までの速報値（放獣数含む）。
 ※ 2：四国は速報値による捕獲実績がないため図から省略した。

クマ類による被害防止に向けた対策方針（概要）

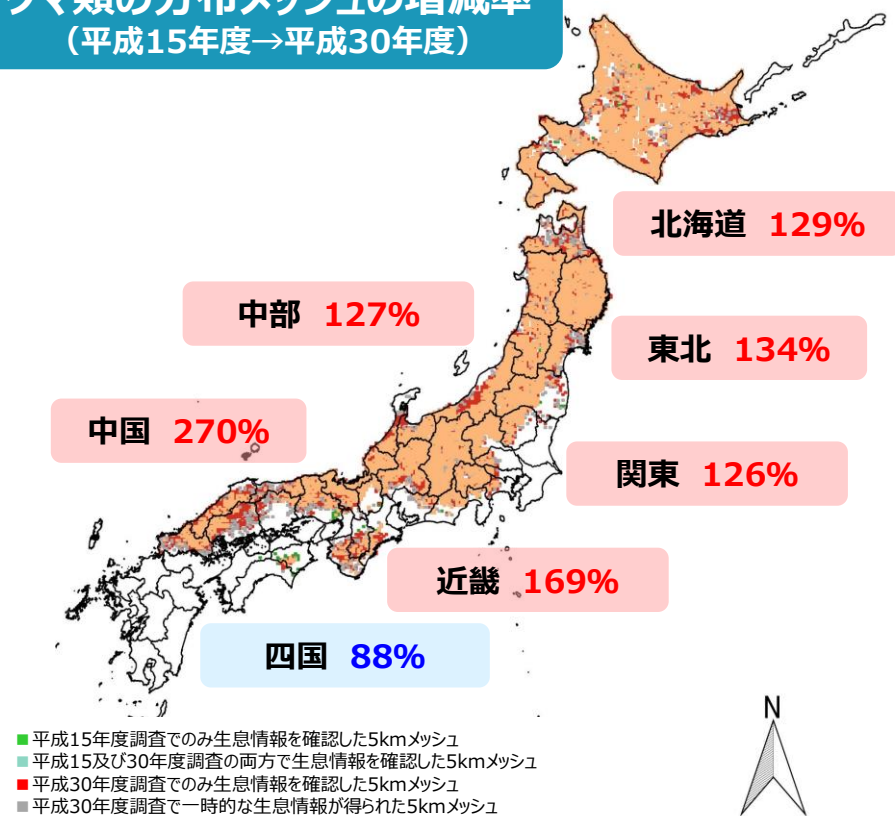
令和6年2月8日

クマ類保護及び管理に関する検討会

クマ類（ヒグマ・ツキノワグマ）の生息状況

- **ヒグマ**は、北海道に広く生息。平成15年度と30年度の比較で**分布域は約1.3倍に拡大**。令和2年度の推定個体数は、中央値11,700頭で**30年間で2倍以上に増加**。
- **ツキノワグマ**は、本州及び四国の33都府県に恒常的に分布。平成15年度と30年度の**比較で分布域は約1.4倍に拡大**。他方、**四国は分布域は縮小**、九州は絶滅。また、平成11年の特定鳥獣保護管理計画制度創設以降、本州の多くの地域で**推定個体数は増加又は個体群は安定化**。

クマ類の分布メッシュの増減率 (平成15年度→平成30年度)

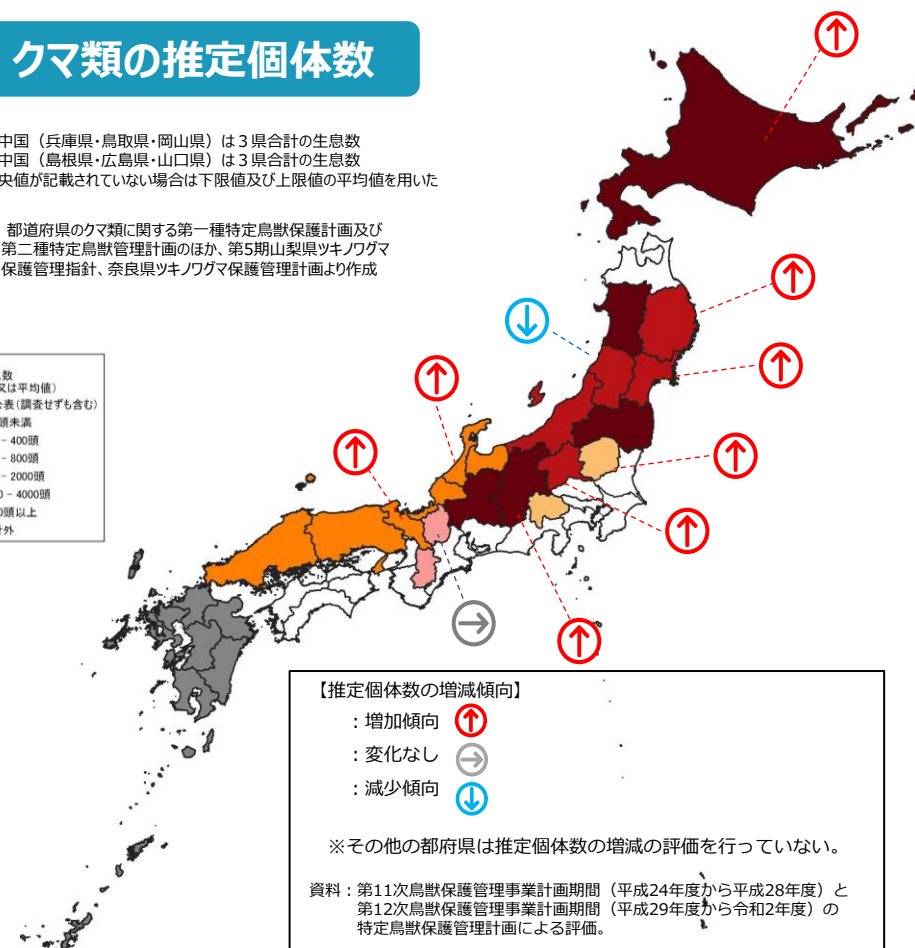


出典：環境省

クマ類の推定個体数

- ※ 1 東中国（兵庫県・鳥取県・岡山県）は3県合計の生息数
- ※ 2 西中国（島根県・広島県・山口県）は3県合計の生息数
- ※ 3 中央値が記載されていない場合は下限値及び上限値の平均値を用いた

資料：都道府県のクマ類に関する第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画のほか、第5期山梨県ツキノワグマ保護管理指針、奈良県ツキノワグマ保護管理計画より作成



クマ類の出没状況・出沒要因

ヒグマの出没状況

- 北海道警察への通報件数は、**4,055件で過去最多**（令和5年12月末時点）と増加傾向。
- 人身被害は年平均3人程度だが、被害者の**死亡率が高い**。近年は札幌市街地中心部にも出沒。

ヒグマの出沒要因

- **春グマ駆除廃止**による**個体数増加・分布拡大**、林業従事者や狩猟者の減少等により人への**警戒心が薄れ、集落周辺まで分布域が拡大**。
- **市街地周辺**の森林で**親子グマが確認**されるなど、**恒常的に生息し、繁殖**している地域もある。
- **農業の機械化、営農規模の拡大**等に伴う人間活動の低下、大規模化に伴う**防除不十分な農地が誘引**。
- **森林から連続する緑地や河川等**が市街地への侵入経路。
- 秋期の主要な**食物資源（堅果類、液果類等）の量が大きく低下**する時に、**行動圏が変化・拡大**。食料を目指して低地や集落へ出沒。

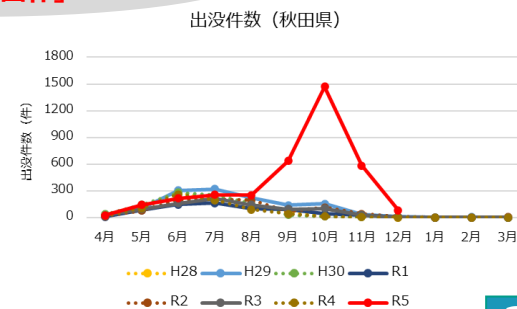
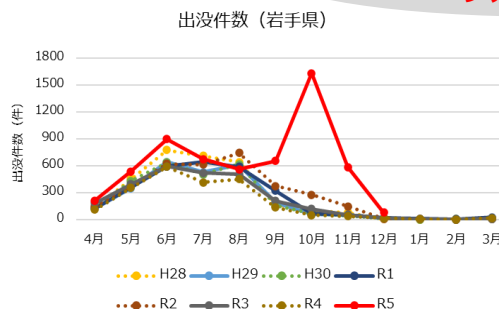
ツキノワグマの出没状況

- 出沒件数は**23,669件**（令和5年12月末時点）。**東北地方に約6割（13,138件）が集中しており**、特に**岩手県（5,818件）、秋田県（3,663件）の2県で全体の約4割を占める**。
- 令和5年度の東北地方では、**10月の出沒件数が著しく増加**。

ツキノワグマの出沒要因

- 林業や狩猟、里山利用の減少等により、人への**警戒心が薄れ、集落周辺まで分布域が拡大**。
- **人口減少・高齢化**による人間活動の低下、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、人の生活圏周辺が**生息に適した環境へ変化**。
- 果樹等に**誘引され、森林から連続する緑地を利用**し市街地に侵入。
- 秋期の主要な**食物資源（ブナ科堅果類等）の量が大きく低下**する時に、オスに加え、定着性が高いメスも**行動圏が拡大**。

令和5年は岩手・秋田両県で
ブナが「大凶作」



クマ類による被害防止に向けた対策の方向性

項目	ポイント
対策の目的	➤ <u>人の生活圏とクマ類の生息域の空間的な分離（すみ分け）</u> ➤ 2000年代以降に頻発している<u>大量出没による人とクマ類の軋轢の低減</u> ➤ 「<u>ゾーニング管理</u>」、「<u>広域的な管理</u>」、「<u>順応的な管理</u>」の<u>3つの管理</u>を推進
対策の方向性	① ゾーニング管理 ➤ <u>人の生活圏</u>（市街地・農地等）：<u>クマ類を生息させず、人の安全を最優先</u>。放任果樹等の誘引物の除去・管理、集落周辺の刈り払い等の対策を徹底し、<u>侵入したクマ類は速やかに排除</u>。 ➤ <u>緩衝地帯</u>（人の生活圏と保護優先地域間の地域）：<u>人の生活圏へのクマの侵入防止のため積極的な対策</u>を行う。伐採や刈り払いなどの<u>環境整備、捕獲、林業被害の防除</u>を実施。 ➤ <u>保護優先地域</u>（奥山等）：地域個体群を安定的に維持し、クマ類にとって<u>良好な生息環境の保全</u>。観光利用者等への<u>普及啓発等の予防策を徹底</u>。 ② 地域個体群に基づく広域的な管理 ➤ 都道府県界をまたいだ広域的な移動を考慮し、<u>関係行政機関が連携・協力した調査・モニタリングによる保護管理ユニットに基づいた管理</u>の実施。 ③ モニタリングに基づく順応的な管理 ➤ <u>保護管理ユニット</u>ごとに、分布、個体数、軋轢を評価する<u>モニタリングを定期的に実施</u>し、モニタリング結果を踏まえ、<u>順応的な管理</u>の実施。 ➤ 農業被害、精神被害など社会的な許容度の情報収集・分析、モニタリング実施への省庁横断的な連携、新たなモニタリング技術の開発。

クマ類による被害防止に向けた行動

項目	ポイント
指定管理鳥獣の指定	○ <u>四国の個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定</u>し、都道府県等による集中的かつ広域的な管理への支援が必要。ただし、既存の<u>イノシシ・シカとは異なる支援メニュー</u>が必要。 ○ <u>適切なモニタリングの実施を前提として、過度の捕獲が行われない</u>よう、捕獲の目的を明確化し、捕獲数、時期、場所、手法を限定して順応的管理の考え方のもとに実行。<u>市街地出沒対策、出沒時の体制構築、人材育成、普及啓発</u>等への支援により、被害の低減と個体群の保全の<u>バランスのとれた支援</u>が必要。 ○ 問題個体を捕獲する「<u>個体管理</u>」と、人の生活圏に侵入した個体の排除に留まる「<u>ゾーニング管理</u>」から、<u>人の生活圏への出沒を未然に防止</u>するために、<u>人の生活圏周辺の緩衝地帯</u>で、「<u>環境整備</u>」と「<u>個体数管理</u>」が必要。
人の生活圏への出沒防止	○ 人の生活圏への出沒を抑制するため、市街地や集落周辺での放任果樹、生ゴミ、収穫残渣等の<u>誘引物の管理徹底</u>、農地への侵入を防止するための<u>電気柵の設置、追い払い等複合的な被害防止対策への対策</u>を強化。 ○ 人の生活圏と接する山林や耕作放棄地等の<u>刈り払い</u>や<u>緩衝帯の整備</u>、移動ルートとなる緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）や河川等の生態系ネットワークにおける<u>生息環境管理</u>。 ○ 秋期の被害発生現象から<u>大量出沒予測を継続</u>。<u>平時より予防的措置として環境整備等を実施</u>。大量出沒の被害軽減に向けた個体群の分布、個体数水準を検討し、予防的な捕獲も選択肢として検討。
出沒時の対応	○ 人の生活圏にクマ類が<u>出沒した場合</u>の関係者の<u>連絡体制の構築</u>や<u>対応体制の強化</u>が必要。 ○ 銃猟が禁止されている<u>市街地等</u>での<u>銃器による対応</u>が必要な場合の役割分担と指揮系統の明確化を図り、鳥獣保護管理法の改正も含めて、<u>国が早急に対応方針を整理・周知</u>する必要。 ○ <u>市街地等における麻酔銃による対応事例を収集・整理</u>し、<u>確実に安全確保できる条件等</u>を都道府県に<u>周知</u>する必要。

クマ類による被害防止に向けた行動

項目	ポイント
人材育成と配置	○ <u>クマ類の生態や順応的管理を理解し、クマ類の管理を実行できる人材や体制が必要。</u> ○ <u>危険度が高い捕獲</u>に対応できる正しい<u>知識と技術</u>を有した<u>捕獲技術者の育成・確保</u>が必要。 ○ 都道府県・市町村の<u>担当職員の専門知識向上</u>のため、<u>大学の専門的カリキュラム受講</u>や<u>実践的な学習機会の提供</u>により人材育成を図る必要。
その他	(過度な苦情への対応) ○ クマ類の捕殺等に関して、<u>関係自治体等に過剰な批判</u>が寄せられており、<u>捕殺の必要性等について科学的根拠を踏まえた情報</u>、クマ類の生態等の<u>発信の強化により、社会の理解</u>を求めている。 (DXの推進) ○ 人身被害の未然防止のため<u>ICT等を活用し、出没情報等を地域住民等へ提供</u>。ICTを用いた<u>省力化を図るモニタリング手法の開発</u>が必要。収集した<u>データの分析・関係者間での共有体制の構築</u>が必要。 (絶滅の危険性が高い地域個体群への対応) ○ <u>四国</u>のように絶滅の危険性が極めて高い<u>個体群の保全</u>に向けて、関係機関が連携して、<u>モニタリング、生息環境の改善、生息数の回復</u>に向けた<u>取組を強化</u>。 (持続可能な地域づくりの観点からの被害対策の方法等の検討) ○ 鳥獣被害対策を効果的・効率的に進めるため、<u>持続可能な域づくりの観点から、被害対策の方法等について検討</u>が必要。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
の一部を改正する省令案（概要）

1. 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。）においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 項の規定に基づき、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として「指定管理鳥獣」を指定することとしている（規則第 1 条の 3）。

近年、ヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ類」という。）の分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化している。令和 5 年の秋は、秋田県及び岩手県を中心に、市街地や集落など人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害も過去最多を記録した。

今後も、クマ類の分布の拡大地域では個体数の更なる増加が見込まれ、これに伴い、人の生活圏での人身被害が増加するおそれがあることから、都道府県及び広域協議会による集中的かつ広域的な管理を支援するため、規則を改正し、クマ類を指定管理鳥獣に追加することとする。

なお、ツキノワグマのうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群については、絶滅のおそれがあるため、指定からは除くこととする。

2. 概要

- ・指定管理鳥獣※にクマ類（ツキノワグマについては、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群以外の個体群）を追加する（規則第 1 条の 3）

（※）指定管理鳥獣とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定めるものをいう（法第 2 条第 5 項）。

<改正案（下線が改正部分）>

（指定管理鳥獣）

第一条の三 *Ursus arctos*（ヒグマ）、*Ursus thibetanus*（ツキノワグマ）
（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群以外の個体群）、*Sus scr*
ofa（イノシシ）及び *Cervus nippon*（ニホンジカ）

3. 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年 4 月中

本件に係る改正省令の公布、施行

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、広く国民からの意見を募集するため、令和 6 年 2 月 13 日（火）から 3 月 13 日（水）までの間、パブリックコメントを実施した。
提出された意見は 535 件あった。その内訳は以下のとおりである。

1. 意見募集方法

（1）意見募集期間

令和 6 年 2 月 13 日（火）～令和 6 年 3 月 13 日（水）

（2）意見募集の周知方法

環境省ホームページ及びe-Govパブリックコメントに掲載

（3）意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

（1）意見提出者の内訳

	メール・ e-Gov	ファックス	郵送	合計
個人	368	60	103	531
団体	4	0	0	4
計	372	60	103	535

（2）施行規則の一部を改正する省令案への意見の概要

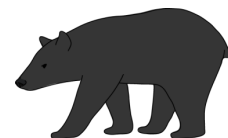
意見概要	件数
賛成	9
反対	440
その他	86
合計	535

パブリックコメントにおける主な意見への回答（案）

No.	意見の概要	回答
1	被害低減や計画的保護管理のための対策強化が必要であり、指定管理鳥獣の指定に賛成。ただし、捕獲対策だけにならないよう、出没防止対策や生息環境の保全等への支援が必要。	環境省が令和5年12月に設置したクマ類保護及び管理に関する検討会が本年2月に取りまとめた「クマ類による被害防止に向けた対策方針」（以下「対策方針」という。）でも、「クマ類は、既に指定管理鳥獣に指定されているニホンジカ・イノシシとは、繁殖力、個体数の水準、被害の様態が異なることから、効果的な被害低減を行うためには、ニホンジカ・イノシシとは異なる支援メニューを検討する必要がある」と指摘されています。ご意見を踏まえ、関係省庁と連携して、被害防止に向けた総合的な対策への支援を進めてまいります。
2	クマ類の捕殺強化につながる指定管理鳥獣の指定に反対。捕獲ではなくクマ類とのすみ分けのための新たな制度を創設すべき。	対策方針では、クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図るため、「ゾーニング管理」、「広域的な管理」、「順応的な管理」の3つの管理を推進することとしています。また、「クマ類の分布は、四国を除き北海道及び本州の広い地域で拡大する傾向を示しており、それに伴って、人の生活圏での出没や人身被害が増加している。今後、分布の拡大地域では個体数がさらに増加し、人の生活圏での人身被害が増加するおそれがある。このため、絶滅のおそれの高い四国の個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定することで、都道府県及び広域協議会による集中的かつ広域的な管理の支援が必要」そして、「捕獲に偏らない総合的な対策が必要」とも指摘されています。これらの指摘を踏まえ、四国を除く個体群を指定管理鳥獣に指定する必要があると考えていますが、ご意見を踏まえ、捕獲に偏らない、すみ分けを図るための対策への支援制度についても検討してまいります。
3	自治体にクマ対策の専門員を配置すべき。	対策方針でも、自治体等への専門人材の配置や育成の必要性について指摘されているところであり、ご意見を踏まえ、関係省庁と連携して検討してまいります。
4	クマの本来の生息地である奥山の広葉樹林を復元すべき。	クマ類の生息地の保護・整備については、環境省が作成した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)」（以下「ガイドライン」という。）において、鳥獣保護区等の保護区の設置や針葉樹人工林の広葉樹林又は針広混交林への誘導、落葉広葉樹林環境の保全・復元等の考え方を示しています。ご意見を踏まえ、関係省庁と連携して、クマ類の生息地の確保に努めてまいります。
5	大規模森林伐採を伴う奥山での再生可能エネルギー開発を規制すべき。	クマ類の重要な生息地の保護については、上記ガイドラインにおいて、鳥獣保護区等の保護区の設置等の考え方を示しています。また、生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月閣議決定）において「再生可能エネルギーの導入は自然環境と共生するものであることが大前提であり、自然環境の保全に支障をきたす形での再生可能エネルギーの導入を防ぎつつ、自然の機能も活かした緩和・適応策も最大限導入し、地域と共生する形での気候変動対策を進めなければならない」とされているところであり、引き続き自然環境と共生する再生可能エネルギーの導入を進めてまいります。
6	堅果類の凶作年に人里への出没を防止するため、山裾に餌となる樹を植え「クマ止め林」を作るべき。	人の生活圏に近い山裾に餌となる樹を植えることによる人の生活圏への出没防止効果等について科学的な検証が必要と考えています。

No.	意見の概要	回答
7	クマ類の錯誤捕獲が発生しないための対策を徹底すべき。	ニホンジカ及びイノシシの捕獲を進める中でわなの使用に伴う錯誤捕獲の発生が増加しないよう、わなの適正な使用の徹底を図るとともに、錯誤捕獲の発生防止に向けて、専門家の協力も得ながら必要な対策を引き続き検討してまいります。
8	全国に放獣体制を整備し、すぐに放獣できない場合の保護施設を設置すべき。	錯誤捕獲した場合の放獣体制については、環境省が令和3年3月に作成した「クマ類の出没対応マニュアル」（以下「マニュアル」という。）においても、クマの放獣に関する対応方法や注意事項、錯誤捕獲を防止するための対策等を整理し、都道府県に対して周知を図っており、引き続き適切な放獣体制の整備に努めてまいります。また、傷病個体の救護については、救護の目的や意義を明確化するとともに、地域の実情に応じて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先するなどの対応が必要と考えます。
9	検討会による「シカ・イノシシとは別の制度の検討」という意見が省令案に反映されていない。	対策方針では、「クマ類は、既に指定管理鳥獣に指定されているニホンジカ・イノシシとは、繁殖力、個体数の水準、被害の様態が異なることから、効果的な被害低減を行うためには、ニホンジカ・イノシシとは異なる支援メニューを検討する必要がある」と指摘されているところであり、この指摘を踏まえ、必要な支援の検討を進めてまいります。
10	個体数調査や生息環境（森林）調査と分析、出沒原因の究明、異なる意見のくみ取り、方針転換による影響予測等を行うなど、もっと時間をかけて検討すべき。	指定管理鳥獣への指定については、対策方針において、現時点の科学的知見を踏まえ、「クマ類の分布は、四国を除き北海道及び本州の広い地域で拡大する傾向を示しており、それに伴って、人の生活圏での出沒や人身被害が増加している。今後、分布の拡大地域では個体数がさらに増加し、人の生活圏での人身被害が増加するおそれがある。このため、絶滅のおそれの高い四国の個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定することで、都道府県及び広域協議会による集中的かつ広域的な管理の支援が必要」と指摘されています。引き続き、各種モニタリングの充実・強化を図るとともに、科学的知見の蓄積を踏まえ、順応的な管理を進めてまいります。
11	クマ類の個体への負担や誘引を伴う生息数推定調査はやめるべき。	クマ類の科学的・計画的な保護・管理を推進するために、個体数推定等の調査結果は重要な基礎情報になると考えています。また、現在多くの地域で実施されているカメラトラップ法やヘアトラップ法は、試料採集に伴う動物への身体的負担が少なく、餌付くことを防止することに配慮した構造で調査が実施されています。
12	クマ類の生息数推定の精度を上げるべき。	クマ類を始めとする野生動物の個体数の推定には不確実性が伴いますが、関係学会等とも連携して、科学的知見の蓄積を踏まえ、推定手法等の改善による精度の向上に努めてまいります。
13	科学的根拠に基づかない主張や報道がある。クマ類の正しい情報や出会ったときの対応法を普及すべき。	環境省ホームページ、環境省が公表しているガイドライン・マニュアル・対策方針等において、クマ類の生態、生息状況、被害状況、クマ類に遭遇した際の対応等に関する情報を取りまとめ、情報発信に努めています。引き続き関係学会等とも連携して、科学的な情報の発信に努めてまいります。

クマ類の出没に対応する体制構築事業 (令和 4 ～ 6 年度) の実施状況



北海道 / 岩手県 / 秋田県 / 新潟県 / 長野県 / 福井県 / 奈良県



市街地出没の対応体制の構築 / 市街地出没の抑制に向けた取組

課題

- 市街地に出没した個体に対応するための体制が十分に構築されていない
- 市街地出没を効果的に抑制する手法が確立されていない

R4年度の実施内容

- ✓ 市街地出没に関する専門的見地からの助言を得るため、有識者による集団ヒアリングを実施
- ✓ 3年間の事業計画を作成

R5年度の実施内容

市街地出没の対応体制の構築

・ 札幌市における出沒対応訓練の実施

- ✓ 札幌市職員、警察、ヒグマ防除隊、施設関係者が参加した出沒対応訓練を実施した
- ✓ 訓練は、市街地に近い野外スポーツ施設にヒグマが出没した想定で、室内での打合せから野外での捕獲対応までの一連の流れの模擬演習を行った



出沒対応訓練の様子

・ 札幌市周辺の問題個体把握体制の構築

- ✓ 出沒個体を遺伝分析で個体識別し、問題個体を把握する体制を広域で構築するため、札幌市周辺の市町村担当者を対象に研修を行い、取組の意義や試料の採取方法を説明した
- ✓ 呼びかけに応じた7市町が体制に参画し、出沒個体や捕獲個体から得られた遺伝試料により個体識別を実施した

市街地出没の抑制に向けた取組

・ 住民参加型ワークショップの開催

- ✓ 札幌市南区において、地域住民を対象にヒグマ講習及び地域のヒグマハザードマップ作りのワークショップを実施した
- ✓ ハザードマップでは、過去の出沒地点やヒグマが身を隠せる環境を地図に落とし込み、住民間で共有した



ワークショップの様子

・ 札幌市市街地中心部への侵入抑制に向けた課題の検討

- ✓ 札幌市南区の中心部に位置する真駒内公園へのヒグマ侵入抑制対策や侵入時の対応を検討するため、現地確認とあわせて有識者からのヒアリングを行い、今後の対応を整理した

※その他の取組として、ヒグマ捕獲技術者育成実地研修会も実施

今後の取組

- 自治体と住民等が連携した環境整備の取組
- 周辺自治体と連携した出沒対応訓練の実施
- 問題個体把握体制の構築をさらに進める



岩手県

ゾーニング管理導入に向けた取組 / 人材育成に向けた取組

課題

- ゾーニング管理に基づくクマ出没時の体制や対応手順の明確化が必要
- 被害発生要因の分析やそれに基づく被害防止対策の実施が必要
- 関係者や県民のクマの生態や対策に関わる知識の向上が必要

R4年度の実施内容

- ✓ 主に行政担当者を対象にゾーニング管理や出没対応の実施体制に関する考え方等の勉強会を開催
- ✓ 3年間の事業計画を作成

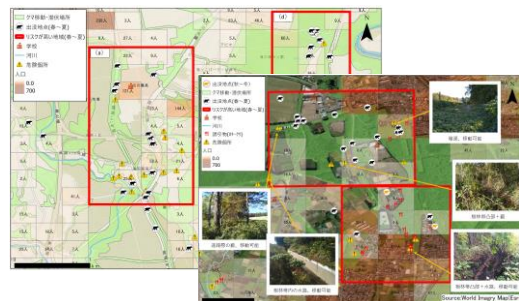
R5年度の実施内容

モデル地域でのゾーニング管理導入の取組

- ・ **ゾーニングマップ（案）の作成**
 - ✓ ツキノワグマの出没対応や、被害防止対策の方針を決める上での判断材料となる、ゾーニングマップ（案）を作成した
- ・ **リスクマップ（案）の作成**
 - ✓ 現地調査を実施し、被害が発生するリスクを客観的に評価できるリスクマップを作成した
 - ✓ 対策を実施する場所や対策内容、ツキノワグマの出没場所の大きな傾向をつかむための判断材料として活用予定である



ゾーニングマップ（案）



リスクマップ（案）

人材育成に向けた取組

- ・ **麻醉銃研修、人材育成研修（行政職員向け）、勉強会の開催**

- ✓ 麻醉銃所持者を対象に、ツキノワグマの出没対応の専門知識に関する研修会を開催した
- ✓ 出没対応や被害防止対策に関する行政職員の知識向上を目的に、人材育成研修を開催した
- ✓ モデル地域での住民への普及啓発として、勉強会を開催した



麻醉銃研修会の様子

その他の取組

- ・ **人身事故分析**
 - ✓ 今後の対策方針を検討するために、過去の人身事故の聞き取り情報から、「いつ」「どこで」「どんな」事故が発生したか分析を行った

今後の取組

- モデル地域におけるゾーニング管理案の作成
- 侵入経路における個体の早期検出の実証試験



秋田県

人身事故の聞き取り調査 / 冬眠穴調査の試験的实施

課題

- 人身事故が過去最多を記録したが、県実施の事故調査が遅滞している
- 集落周辺に定住していると考えられる個体が増加している可能性がある

R5年度 of 取組内容

ツキノワグマによる人身事故の聞き取り調査

- ・ 人身事故の被害者への聞き取り調査と現場検証を実施
- ✓ 令和5年度に発生した人身事故のうち、北秋田市、大館市、鹿角市を対象に計19件について調査を実施した
- ✓ 発生時の被害者の行動や対策状況、クマの行動、誘引物などの周辺の環境を調査することで、事故の発生状況を整理した



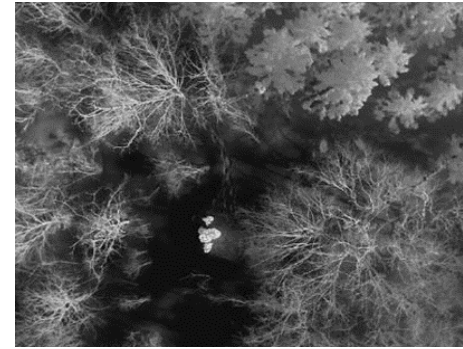
聞き取りの様子

ツキノワグマの冬眠穴調査の試験的实施

- ・ 集落周辺への定着を抑制する手法を検討するため、集落周辺の冬眠穴探索を実施
- ✓ 出没情報と捕獲情報を用いて調査候補地を抽出した
- ✓ 積雪期であれば踏査で冬眠穴を探索可能であることが分かった
- ✓ 赤外線カメラ（ドローン）を用いた生体確認調査の結果、気象条件と林冠植生・下層植生の制限を受けることが分かった
- ✓ 可視光カメラ（ドローン）を用いた足跡確認調査の結果、山岳地では不向きであり、平坦な開放地で実施する必要があることが分かった



踏査の様子



ドローン調査の様子

今後の取組

- 冬眠穴調査方法を確立した後、効果的な対策方針を検討する



ゾーニング管理の導入案に向けた取り組みと被害防止対策の提案

課題

- 地域の実情に即したゾーニング管理の導入手法が確立されていない
- 市街地出没に対する体制構築と未然防止対策の実施が十分されていない

R4年度の実施内容

- ✓ ゾーニング管理実施のための目撃情報の収集や現地調査を実施
- ✓ 3年間の事業計画を作成

R5年度の実施内容

生息・利用状況調査

・ 目撃情報の整理・集約

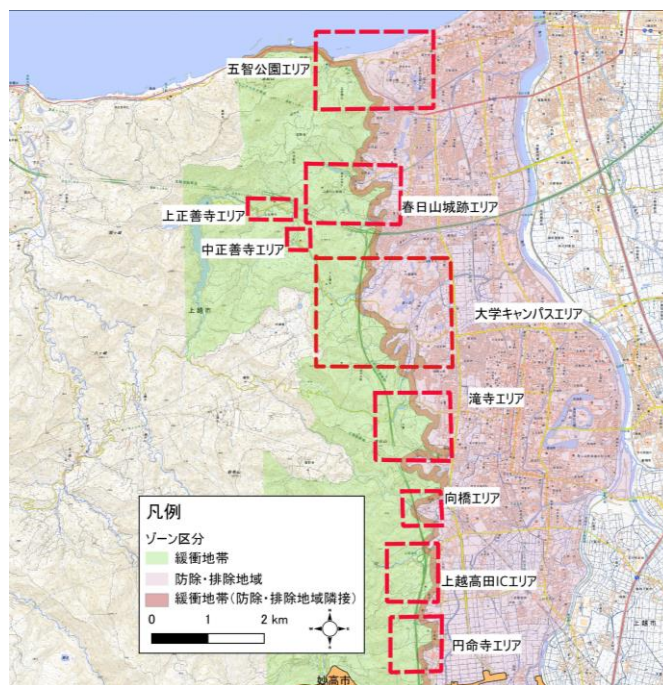
- ✓ ツキノワグマの目撃情報の整理・集約を実施し、ツキノワグマの出没傾向について分析した

・ センサーカメラ調査

- ✓ 市街地周辺でのツキノワグマの生息状況を把握することで、ゾーン区分の設定、被害防止対策を重点的に実施する場所の選定を行った

モデル地域におけるゾーン区分の設定

- ✓ 生息・利用状況調査、現地調査を実施し、モデル地域を防除・排除地域（赤）、緩衝地帯（緑）、緩衝地帯（防除・排除地域隣接：茶）でゾーン区分した



モデル地域におけるゾーン区分

対策重点地域における被害防止対策

・ 対策重点地域における被害防止対策

- ✓ ツキノワグマとの遭遇が増える可能性がある場所で、藪刈り候補地を提案した

・ 想定出没ルートと被害防止対策

- ✓ ツキノワグマの目撃情報・センサーカメラ調査の結果を基に、ツキノワグマの移動経路を想定し、可視化した



五智公園エリアで想定される出没ルート

今後の取組

- ゾーン区分ごとの対応方針等を記載したゾーニング管理実施計画（案）の作成
- 出没対応訓練の実施
- 市街地周辺でのカメラ調査（初夏～晩夏の利用状況）
- ゾーニング管理の導入手順書の作成



ゾーニング管理の導入に向けた取組

課題

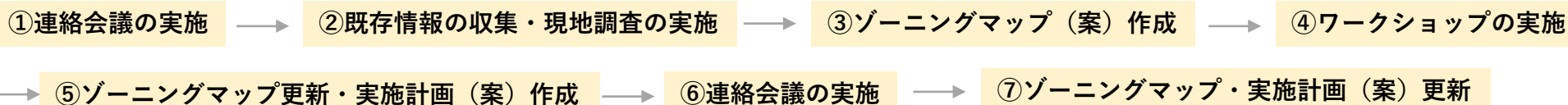
- ゾーニング管理の導入方法が確立できていない
- 市街地へ出没した際の適切な対応が整備できていない

R4年度の実施内容

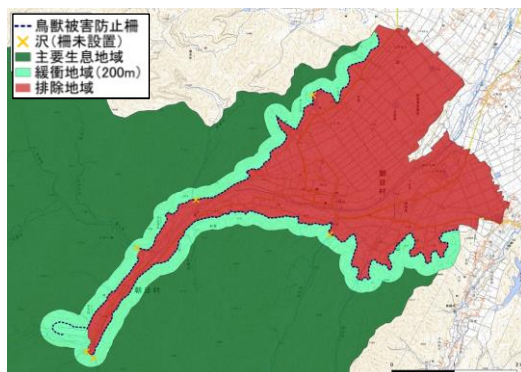
- ✓ 今後の事業実施のための連絡会議の配置及び開催に関する調整を実施
- ✓ 3年間の事業計画を作成

R5年度の実施内容

【成果】 3村のモデル地域を対象に、ゾーニング管理実施計画（案）を作成



ワークショップで地図を囲んで意見交換する様子



作成したゾーニングマップの例

【取組における工夫】

- ✓ 連絡会議・ワークショップでは、県・市町村だけでなく、猟友会・警察・地区の代表の方にも参加してもらい、意見交換した
- ✓ 既存情報の収集・現地調査では、目撃地点・誘引物等の状況を取りまとめて図化し、各ゾーンの被害対策の検討に使用した
- ✓ 意見交換の結果を、マップ・実施計画（案）に反映させることで、被害対策など地域の自主的な取組を推進することとした

今後の取組

- 市街地出没の体制整備（連絡体制図・対応フロー）
- 市街地出没の対応訓練
- ゾーニング管理（案）の更新
- ゾーニング管理の導入手順書の作成



出沒抑制対策の体制構築 / 錯誤捕獲個体の放獣体制整備の検討

課題

- 人身事故防止に向けた出沒抑制対策の体制構築が必要
- くくりわな錯誤捕獲個体の安全な放獣体制の検討が必要

R4年度の実施内容

- ✓ くくりわなによる錯誤捕獲に関する研修会、及び福井市一条地区における集落周辺の出沒状況把握のためのカメラ調査を実施
- ✓ 3年間の事業計画を作成

R5年度の実施内容

出沒抑制対策の体制構築 —集落での出沒対策—

- モデル地区でのワークショップ（座学・集落環境点検）開催
 - センサーカメラ調査およびGPS装着個体の追跡調査による集落周辺におけるツキノワグマの生息状況把握
-
- ✓ 令和4年度から引き続きセンサーカメラ調査をモデル地区で実施し、集落周辺のツキノワグマの生息状況を住民に情報提供した
 - ✓ ワークショップでは、集落におけるツキノワグマの出沒リスクを参加者で共有し、集落一体で対策に取り組む必要性を確認した
 - ✓ GPS追跡調査の結果を基に、集落に出沒した場所の現地調査を行い、柿に誘引されていたことを確認した

錯誤捕獲個体の放獣体制整備の検討

- 錯誤捕獲対応に関わる人材育成研修
-
- ✓ 放獣対応時の注意点について、対応事例を交えながら紹介した
 - ✓ ワークショップおよびロールプレイング形式の実地研修を実施して、一連の作業工程や現場での役割分担、捕獲個体への接近方法など安全管理上の細かい注意点を確認した



ワークショップの様子



実地研修の様子

今後の取組

- モデル地区での被害対策推進のためのワークショップの継続開催

- 捕獲個体放獣対応技術のOJT研修
- 個体数推定のためのカメラトラップ調査



出没対策の周知 / 空間明示型標識再捕獲モデル導入への取組

課題

- 出没数が増加傾向にあるため、出没対策の周知が必要
- 個体数推定において、データの拡充と精度の高い推定手法の導入が必要

R4年度の実施内容

- ✓ 今後の事業実施のための連絡会議の配置及び開催に関する調整と出没多発村での勉強会を開催
- ✓ 3年間の事業計画を作成

R5年度の実施内容

勉強会・集落環境点検の開催

・モデル地区でワークショップ開催

- ✓ ツキノワグマに関する知識や被害対策への理解を深めた
- ✓ 集落内に存在する誘引物を確認し、被害対策の優先順位と役割分担について意見交換した

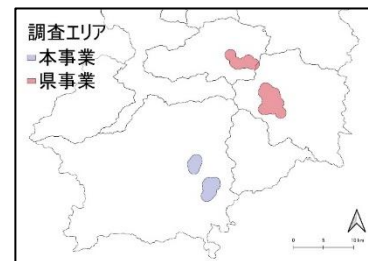


勉強会の様子

空間明示型標識再捕獲モデル導入への取組

・カメラトラップ調査の実施・データセットの作成

- ✓ 奈良県では独自にカメラトラップ調査が実施されていたが、データ拡充のため、カメラトラップ調査を追加実施した
- ✓ 本事業結果と奈良県事業の結果を合わせて、個体数推定用のデータセットを作成した



調査地

連絡会議等設置調整

・ツキノワグマのモニタリング手法説明会開催

・三県合同会議へのアドバイザー参加

- ✓ ツキノワグマのモニタリングに必要な情報について共有した（奈良県・和歌山県）
- ✓ 紀伊半島三県の連携強化と紀伊半島地域個体群の個体数推定のため、R5モデル事業の実施状況を共有し、次年度の各県事業の実施内容を検討した（奈良県、三重県、和歌山県）

今後の取組

■ 三重県でカメラトラップ調査の実施

■ 紀伊半島地域個体群の個体数推定

令和 6 年度クマ類の出没に対応する体制構築事業及びクマ緊急出没対応事業（予定）

都道府県名	事業概要
北海道	・ リスクマップに基づく地域と連携した環境整備 ・ 札幌市周辺の問題個体把握体制構築のための研修会の開催 ・ 関係機関による市街地出没対応訓練の実施 ・ ヘアトラップ調査予定地の選定及び予備調査
青森	・ 人身被害及び農業被害現場の環境診断 ・ 出没対応研修会・訓練の実施 ・ 出没対応マニュアル・普及啓発用リーフレットの作成
岩手	・ モデル地域におけるゾーニング管理案の作成及び自動撮影カメラ調査による侵入経路での早期個体検出の実証試験 ・ 関係機関による市街地出没対応訓練の実施 ・ 捕獲技術向上研修会の開催
宮城	・ 自動撮影カメラ調査による人の生活圏への出没ルート分析 ・ 関係者向け被害対策研修会の開催
秋田	・ 人の生活圏周辺の冬眠穴における冬眠させない方法や捕獲圧のかけ方の検討
山形	・ 自動撮影カメラ調査による分布状況や人の生活圏への出没ルートの分析 ・ 関係者向け市街地出没対応研修会の開催
福島	・ 自動撮影カメラ調査による出没状況及びルートの分析
栃木	・ 出没多発地域における生息・出没・被害状況等の整理分析 ・ 自動撮影カメラ調査による人の生活圏への出没ルート分析と捕獲計画の作成
群馬	・ 関係者による出没対応訓練の実施及び訓練動画の作成
新潟	・ 重点対策地域におけるゾーニング管理実施計画の作成及び出没対策訓練の実施 ・ 県内の出没状況や被害状況の傾向分析 ・ 試験捕獲計画の作成、実施、効果検証のための自動撮影カメラ調査による出没状況分析
富山	・ AIを利用した河川及び道路のライブカメラ画像識別による出没状況の把握 ・ GPS調査による行動圏の把握及び被害防止対策への活用
石川	・ 関係者向け市街地出没対応訓練の計画作成及び実施
福井	・ 特定鳥獣管理計画策定に向けた個体数推定を目的としたカメラトラップ調査 ・ クマ出没集落での被害対策推進のためのワークショップ ・ 捕獲個体の放獣技術研修
福井・滋賀・京都	・ 地域個体群の現況を把握するためのカメラトラップ調査と個体数推定
長野	・ モデル町村での市街地出没対応体制の整理及び訓練の実施 ・ 生息状況や活動域を把握するための自動撮影カメラ調査
岐阜	・ カメラトラップ調査による市街地に恒常的に出没するクマの生息数・密度の分析と捕獲対策の効果検証 ・ 関係市町村向け研修会の開催 ・ 県民の人身被害対策意識及び知識向上のための普及啓発
奈良	・ 個体数推定を目的としたカメラトラップ調査 ・ モデル市町村における出没防止計画の策定と柿の木伐採等の実施
和歌山	・ アンケート調査に基づく目撃情報、分布域の整理
兵庫	・ 出没多発地域の誘引物となる柿の木の調査



【令和 5 年度補正予算額 73 百万円】

クマによる人身被害発生の抑制のため、効果的な管理を推進します。

1. 事業目的

- ① クマによる人身被害の発生を抑制するため、人の生活圏に出没するクマの効果的な調査や捕獲の検討等を実施する。
- ② 人の生活圏への出没を抑制するため、放棄果樹等の要因物の除去等の計画を策定し、実施する。
- ③ クマの出没に備え、関係者による連絡体制の構築、出没した際に住民の安全を確保する体制構築を推進する。

2. 事業内容

クマ類による人身被害の発生を抑制するため、人の生活圏に出没する個体の調査・捕獲、人の生活圏への出没防止対策、出没に対応する連絡体制の構築を推進する。

1. 問題個体の調査・捕獲

- ・人の生活圏に出没する問題個体の生息状況調査（捕獲手法の検討を含む。）

2. 人の生活圏への出没防止計画の作成・実施

- ・集落環境点検、放棄果樹の伐採

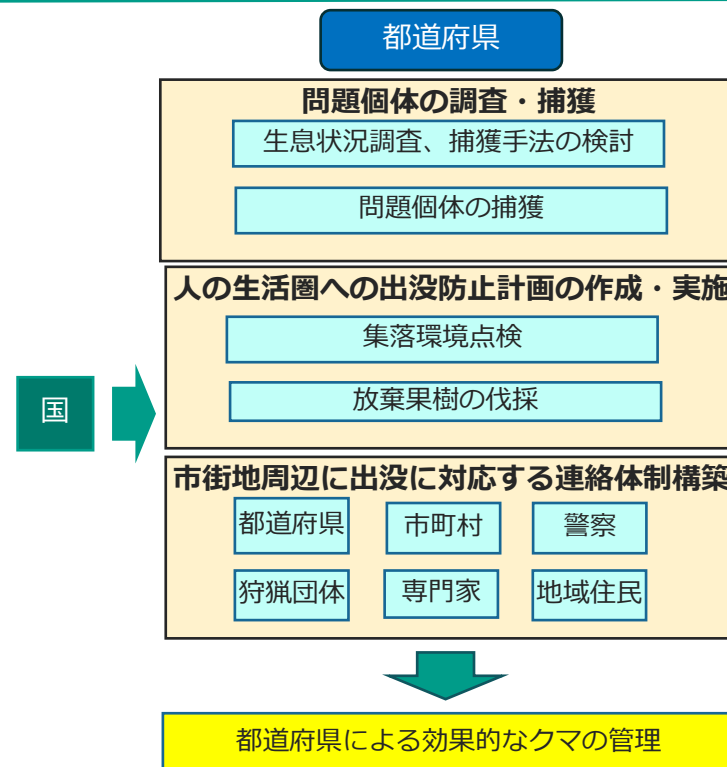
3. 市街地周辺に出没に対応する連絡体制構築

- ・市街地周辺関係者の連携体制の構築、出没を想定した研修会や訓練の開催

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和 5 年度

4. 事業イメージ



鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和 6 年度予算額 9,900 (9,603) 百万円】
 (令和 5 年度補正予算額 4,900 百万円)

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利活用拡大への取組**等を支援します。

<政策目標>

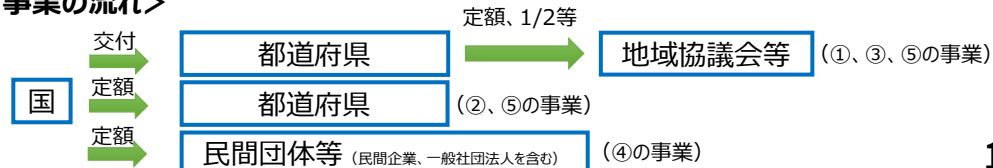
- 鳥獣被害対策実施隊員数を令和 7 年度まで 43,800 人に増加 (42,110 人 [令和 5 年度] → 43,800 人 [令和 7 年度まで])
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増 (4,000t [令和 7 年度まで])

<事業の内容>

鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900 (9,603) 百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業【令和 5 年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**広域柵の整備再編計画の策定、侵入防止柵の再編整備支援の強化**等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和 5 年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成や**狩猟組織の体制強化**、ジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大に向けた情報発信の取組**等を支援します。
- ⑤ **シカ特別対策【令和 5 年度補正予算】**
集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

<事業の流れ>



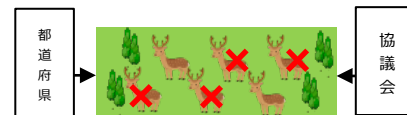
<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援〕



〔捕獲等の強化〕

- ① **シカの個体数減少に向けた取組**
被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減少に資する総合的な取組を支援【令和 5 年度補正予算】



- ② **効率的な柵の設置に向けた支援**
広域柵の整備再編計画の策定支援やグレーチング設置等を含めた再編整備を強化【令和 5 年度補正予算含む】



〔ジビエ利活用拡大に向けた取組〕

- ① **広域搬入の推進**
捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた支援を実施



- ② **ジビエの情報発信強化**【令和 5 年度補正予算】
ジビエ利活用の更なる拡大に向けた展示物等の制作等を通じた情報発信の強化



クマの農業被害対策を行いたい！

【緩衝帯等の整備】

- (1) 支援内容
- ・緩衝帯の設置
 - ・放任果樹の除去
 - ・雑木林の刈り払い
 - ・鳥獣の追い払い
- (2) 補助率：1／2以内
(実施隊が行う場合は、定められた上限額以内で定額支援)
※大規模（1ha以上）整備の場合
の上限単価：48万円/ha



緩衝帯の整備



放任果樹の伐採

【侵入防止柵の整備】

- (1) 支援内容
侵入防止柵の新規または再編整備
※既存の捕獲機材（わな）等を一体的に設置することが要件となります。
- (2) 補助率：定額
電気柵新規整備1段あたり 148円/m（直営施工）等

【捕獲活動】

- (1) 支援内容
- ① わなの設置、見回り等を含む有害捕獲活動の賃金
 - ② 捕獲機材の購入経費
 - ③ 農地周辺での有害捕獲に係る頭数払い
- (2) 補助率
- ①, ② 1/2以内（実施隊が行う場合は定額）
(②の上限：箱わな（大型）119千円/基）
 - ③ 定額（上限：クマ（成獣）8千円/頭）

【クマ複合対策】

- (1) 支援内容
生息調査、調査に基づくゾーニングと生息環境管理を含む地域ぐるみの総合的な対策の実施に係る経費
- (2) 補助率：定額
【限度額】 取組数に応じ
1市町村あたり100万円
又は200万円



生息調査に
基づくゾーニング



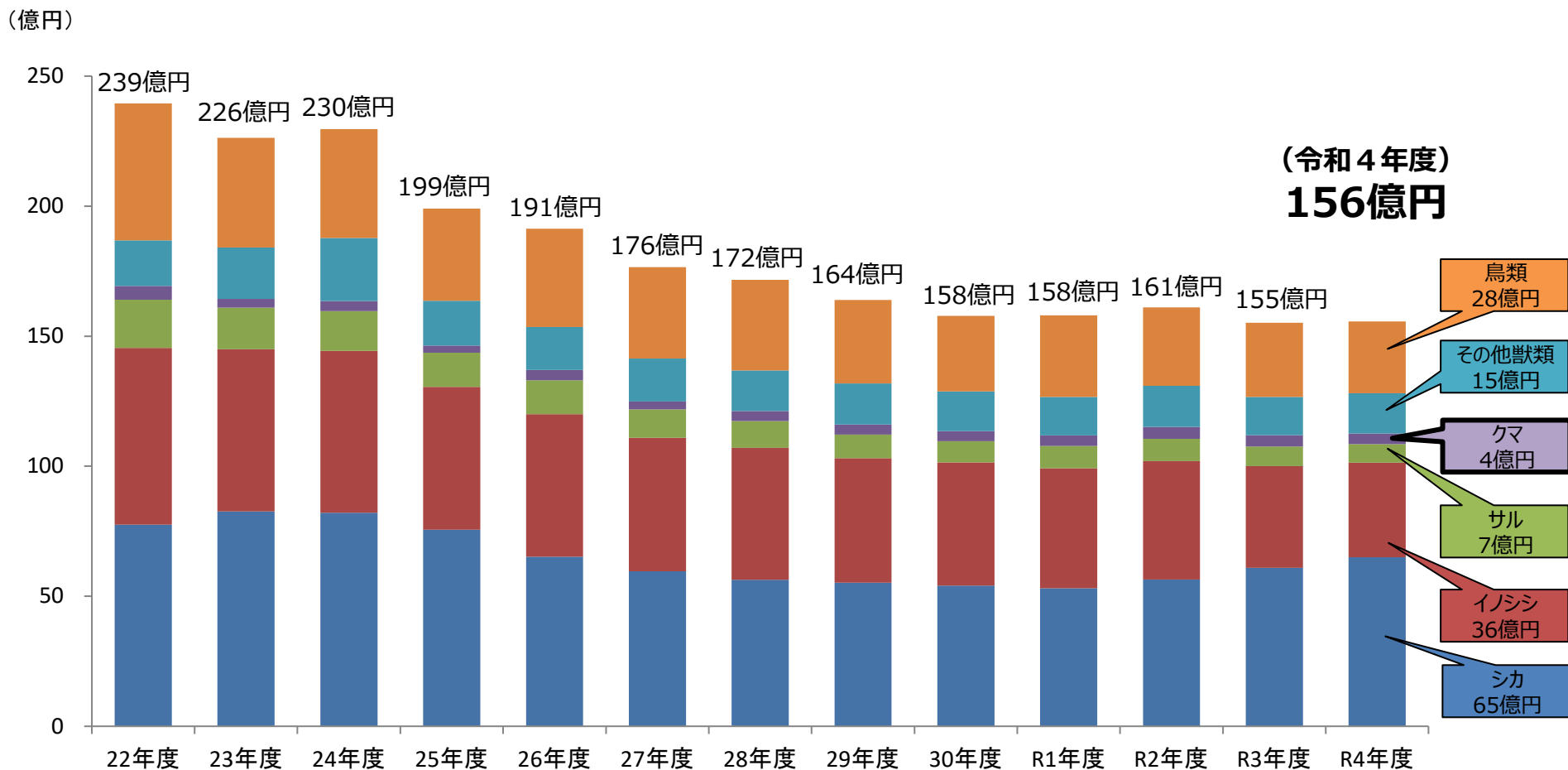
研修会の開催や
ICT機器による捕獲等

【実施要件】

- 直近年のクマ被害金額（ヒグマ、ツキノワグマ）が増加傾向にあること
- 生息状況調査及び調査結果に基づくゾーニング・生息環境管理（緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈り払い等）と併せて、
- 地域研修会、追い払い、ICT機器の導入（出没アラート、遠隔捕獲機器等）、集落点検の実施と共有、実施体制の整備（錯誤捕獲時体制の整備を含む）、出没要因の調査の取組の中から、1つ以上の取組をパッケージとして効果的に行うこと

野生鳥獣による農作物被害状況の推移

参考資料



(注) 1.都道府県の報告による（都道府県は、市町村からの報告を基に把握を行っている）。

2.ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

林業・木材産業循環成長対策

【令和6年度予算額 6,410 (7,132) 百万円】

(令和5年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 12,586百万円)

(令和5年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000百万円の内数)

<対策のポイント>

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、エリートツリー等の苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設、特用林産振興施設の整備等の川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] →42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

1. 林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐のほか、木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物の整備や、森林境界の明確化等を支援します。

2. 再造林低コスト化促進対策

再造林に係る低コスト化を進めるため、低密度植栽等の低コスト造林、エリートツリー等の原種増産技術の開発やコンテナ苗の増産に向けた施設整備等を支援します。さらに、再造林に向けた川上から川下まで一体となった取組を支援します。

(関連事業)

(R5年度補正予算) 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

2,000百万円

燃油・資材の価格高騰に対応するため、きのこの生産施設の省エネ化や生産資材導入を支援するとともに、木質バイオマスの収集・運搬、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組等を支援します。

<事業イメージ>

林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、間伐材生産、森林整備地域活動支援対策、林業の多様な担い手の育成、山村地域の防災・減災対策、**森林資源保全対策** (ナラ枯れ被害対策支援を強化)

再造林低コスト化促進対策

低コスト再造林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、優良種苗生産推進対策

事業構想 (都道府県が作成する5年間の取組方針)

川 上 : 森林組合、素材生産事業者、自伐林家等

林業・木材産業の生産基盤強化に向けた
川上から川下までの総合的な取組

川 中 : 製材事業者、合板事業者等

川 下 : 木材需要者

林業・木材産業生産基盤強化対策

木材加工流通施設等の整備

(地域材利用量の増加に係る費用対効果を高めつつ、乾燥能力や原木、製品のストック機能の支援を強化)

林業・木材産業生産基盤強化対策

木質バイオマス利用促進施設の整備 (枝葉や短尺材の利用など木質バイオマスの安定供給に係る取組への支援を強化)、**特用林産振興施設等の整備** (廃菌床の再利用等の取組や新規参入者への支援を強化)、**木造公共建築物等の整備**

<事業の流れ>

定額 (1/2、1/3以内等) 等

定額 (1/2、1/3以内等) 等

都道府県

林業経営体等

(1の事業、2の事業の一部)

民間団体等

(市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む)

(2の事業の一部)

※ 国有林においては、直轄で実施

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

健全な森林の造成を推進するため、地域の実情に応じて都道府県や市町村等が実施する、森林病虫害や野生鳥獣による被害防除、林野火災予防や森林保全管理活動等を支援します。

1. 森林資源保護の推進

（1）森林病虫害等防除

スギ・ヒノキ病虫害や突発性森林病虫害の防除等

【実施主体】 都道府県、市町村、森林組合等

（2）森林健全化促進【拡充】

松くい虫の防除や抵抗性マツの植栽、ナラ枯れ被害対策の実施

【実施主体】 都道府県、市町村等

（3）森林病虫害等防除活動支援体制整備促進

地域住民による調査や防除活動推進のための資機材の整備、技術研修会等の開催

【実施主体】 都道府県、市町村、森林組合等

（4）松林保全体制整備強化

地域住民による松林保全活動の連絡協議会、地区説明会の開催、天敵活用データ収集、加害線虫や媒介昆虫の生息調査等

【実施主体】 市町村



抵抗性マツの植栽



松くい虫の地域協議会の開催等

（5）野生鳥獣被害防除

・野生鳥獣による被害を防止するための防護柵、はく皮を防止する資材、捕獲用わなの設置

・生息状況調査やGPS等を用いた森林被害マップの作成

・捕獲技術者の養成研修等の開催

【実施主体】 都道府県、市町村、森林組合等



自動撮影カメラによる生息状況調査



捕獲技術者養成のための講習会の開催

2. 森林環境保全の推進

（1）森林保全管理対策

森林保全管理活動（巡視等）、巡視を行う森林保全推進員の養成等

【実施主体】 都道府県、市町村

（2）林野火災予防対策

初期消火資機材の配備、火災予防活動等

【実施主体】 都道府県、市町村



各種被害の実態把握



火災予防活動

林業・木材産循環成長対策のうち森林資源保全対策（森林健全化促進）（拡充）

<対策のポイント>

近年高水準で被害が発生しているナラ枯れ被害のまん延を防止するため、被害木の伐採と併せて行う大径の未被害木の伐採を支援し、森林の若返りや樹種転換を進めます。伐採木は、協定等に基づき焼却、破碎または薪等製造できる施設等に搬出することで利用を図ります。

<事業の効果>

ナラ枯れを媒介するカシノナガキクイムシは、大径木では非常に繁殖しやすいが、直径10センチメートル以下ではほとんど増えることができないことから、大径の未被害木を伐採し若返りや樹種転換を図り繁殖場所を減らすことにより被害の拡大を防止

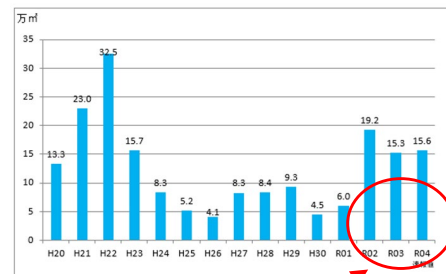
背景・課題

- ◎ ナラ枯れ被害量は、令和2年度に前年度の6倍に当たる19.2万㎡に急増し、以降高水準で推移。これまで被害のなかった関東地方の都市近郊林などで被害が急増するなど被害区域が拡大。
- ◎ 対策として、被害木の伐倒駆除をはじめ、粘着剤等の塗布やビニールシート被覆、殺菌剤の樹幹注入などを行ってきたが、収束には至っていない。
- ◎ 近年、ナラ枯れを媒介するカシノナガキクイムシは、大径木で非常に繁殖しやすく、大径木を伐採することが被害の拡大防止に効果的であることがわかってきた。

事業内容

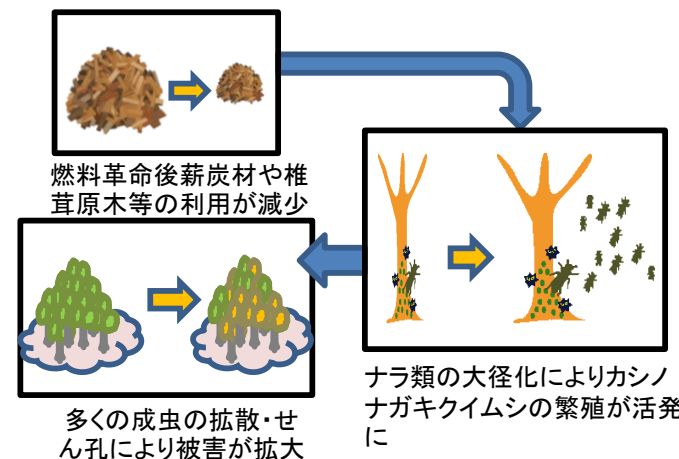
- ◎ 被害の発生している地域において、ナラ枯れ被害木から概ね20キロメートル以内のナラ類等の大径の未被害木を対象に、ナラ枯れ被害木と一体的に行う伐採・搬出を支援。
- ◎ 伐採木は、新たな被害発生源となることを防ぐため、森林内から搬出し、被害地域内の破碎施設等において加工し、おが粉やチップ、薪などとして有効活用することで、資源の循環利用を通じた被害対策を推進。

● ナラ枯れ被害量(被害材積)の推移



被害量や区域が拡大

● ナラ類の大径化により被害が増加・拡大



● 被害の初期段階での対応が重要

● 伐採木は被害拡大防止の観点から搬出して有効利用を図る



クマ被害対策施策パッケージ（案）

環境省、農林水産省、林野庁、
国土交通省、警察庁

- クマ類の指定管理鳥獣への指定に併せて、関係省庁が連携した総合的な施策パッケージの実施により、国民の安全・安心を確保する。
- クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図ることで、クマ類による被害を抑制する。

1. 人の生活圏への出没防止

- 人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等の支援（環境省、農林水産省、林野庁）
- クマ類の移動ルートとなる河川の生息環境管理の支援（国土交通省）

2. 出没時の緊急対応

- 都道府県・市町村による出没対応マニュアルの作成、出没対応訓練等の支援（環境省）
- ICT等を活用した出没情報の収集・提供等の支援（環境省）
- 住居集合地域等での銃猟や建物内での麻酔銃猟等に係る鳥獣保護管理法改正の検討（環境省）
- 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁）
- クマ類の捕獲に対する過度な苦情等に対応するため、科学的な情報発信の強化（環境省）

3. クマ類の個体群管理の強化

- クマ類の指定管理鳥獣への指定（四国の個体群を除く）（環境省）
- クマ類の個体数、生息分布、被害状況等の調査・モニタリングの支援（環境省）
- 人の生活圏周辺でのクマ類の個体数管理の支援（環境省）
- 農地周辺でのクマ類の捕獲の支援（農林水産省）

4. 人材育成・確保

- 都道府県・市町村の専門的な人材の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）
- 捕獲技術者の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）

5. クマ類の生息環境の保全・整備

- 鳥獣保護区等の保護区の設置（環境省）
- 針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病虫害被害の防除（林野庁）
- 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）